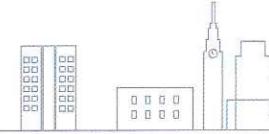


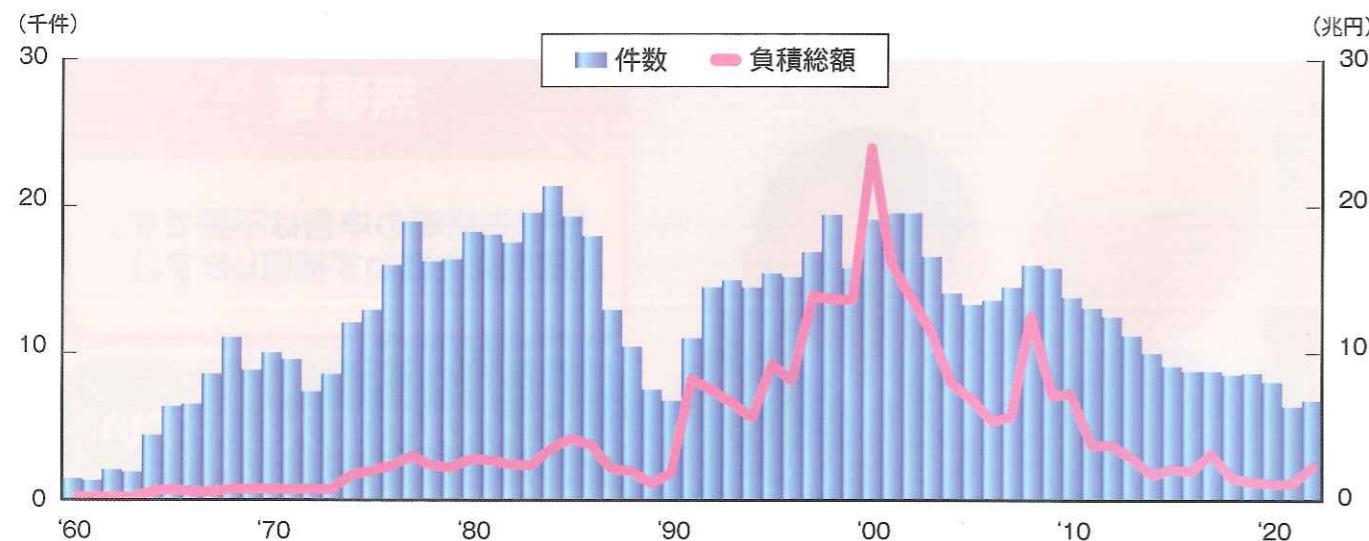
お取引先の貸倒リスクへの備えはしていますか?



ご存知ですか?

- 倒産件数は、景気動向や経営環境によって絶えず変動しており、今後もいつ倒産が増加するか分からぬ状況です。
- 景気動向や経営環境が急激に悪化しても、お取引先に対する売掛債権額をすぐに減らせるとは限りません。
- この場合、高額の貸倒損失が発生するリスクを抱えることとなる可能性があります。
- 物価高倒産や人手不足倒産、コロナ融資後倒産が直近に増加しており、今後も増える可能性があります。

■企業倒産年次推移



(出典)株式会社東京商エリサーチ 全国企業倒産状況(2023年度版)

予期しない高額の貸倒損失

実際の事故事例



Case 1 M社(電気工事業) 年間売上高: 2.8億円

M社が工事を受注していたF社は、大手外食チェーン店等の給排水・電気・空調設備工事を手がけ、年売上高約2.9億円を計上。しかし、施工は外注が大半であったため、小型工事の内製化を図っていたが、人件費増への対応などにより資金繰りは悪化、先行きの見通しが立たず、東京地裁より破産手続き開始決定を受けた。

F株式会社への 貸倒金額

200万円

経営に
大きな
ダメージ



Case 2 T社(電気通信・信号装置工事業) 年間売上高: 4.36億円

T社の取引先であるN社は、ゴルフ場経営のほか、オートキャンプ場の運営・管理、温泉施設を備えたコテージの賃貸なども手がけ、年収入高約3.3億円を計上。しかし、景気低迷の影響によりゴルフ場稼働率が低下。経営状態は好転せず、民事再生法の適用を申請した。

株式会社Nへの 貸倒金額

300万円



全日电工連認定の取引信用保険とは

お取引先が商品の販売やサービスの提供にかかる代金支払債務を履行しないことで、組合員(被保険者)が損害を被った場合に、その損害の一定割合を保険金としてお支払いする保険です。

1 無審査で広いカバー

- 一般的な取引信用保険と異なり、取引先の情報の提出や審査手続きは一切不要です。
- 無審査で全ての取引先が対象となります。
- 「夜逃げ」等を含め、予想できない高額な貸倒れ損害を幅広くカバーします。

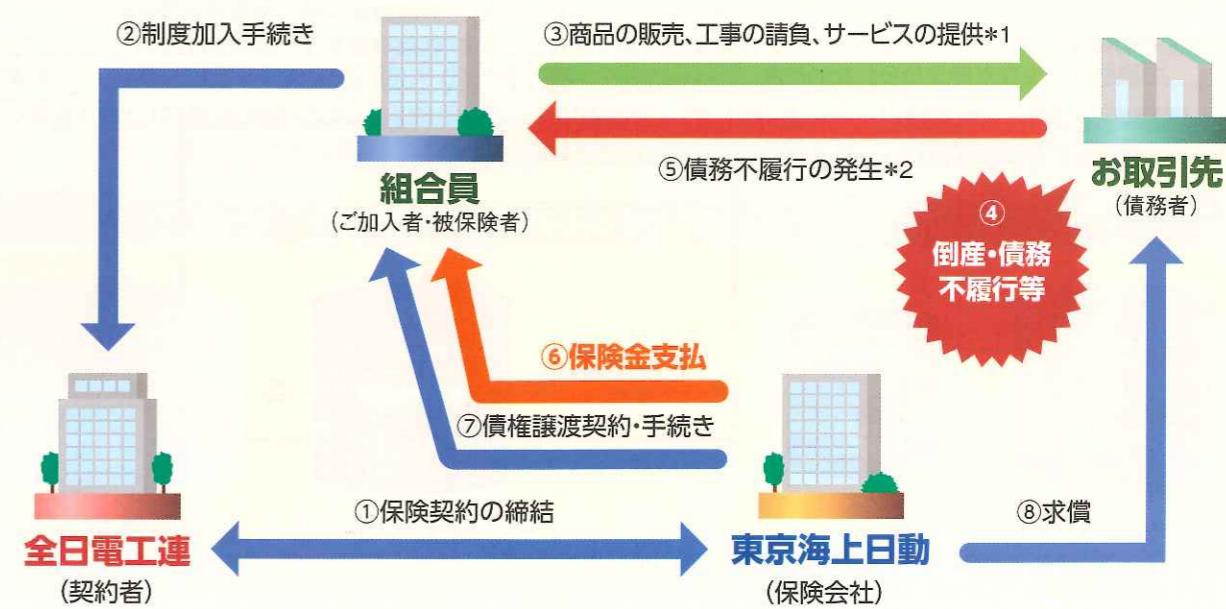
2 全日电工連のスケールメリットがきたお手頃な加入費

- 一般的な取引信用保険に比べて加入しやすいお手頃な加入費を実現しました。年間加入費5万円台からご加入が可能です!
- 売上高・支払限度額ごとの分かりやすい加入費テーブルとなりますので、面倒な見積もり・加入費計算が不要です。
- 保険料は全額損金計上が可能です。

3 シンプルで簡単なお申込み手続き

- お申込みは同封の加入申込書1枚を提出いただけで簡単です。

全日电工連認定の取引信用保険のしくみ



*1 保険期間中に商品を販売、またはサービスを提供することによって発生する代金債権(売掛債権の他、手形債権を含む)を保険の対象とします。保険の対象となるご契約は、「請負契約」、「売買契約」となります。なお、決済期間(債権発生日から弁済期日までの期間)が12か月以内の債権が対象になります。

*2 お取引先の法的倒産や、お取引先が債務を履行しないまま保険事故発生判断期間(6か月)を経過した場合(法的倒産ではない夜逃げ等)を対象とします。商品に欠陥がある等の理由で代金が支払われない場合は除きます。

全日電工連認定 取引信用保険

全日電工連認定取引信用保険はシンプルで加入しやすい商品です!

貴社のお取引先の倒産等により売掛債権が回収できず、損害を被った場合に、その損害額の一定割合を補償する制度です。

1 加入資格・被保険者

全日本電気工業組合連合会の組合員である各都道府県電気工事(業)工業組合に所属する組合員
2026年度契約より、更新契約において、直近3年間で3件以上の保険事故が発生した被保険者についてはご加入できません。

2 対象となる取引・取引先

日本国内に籍を置く全ての取引先企業(海外に籍を置く企業、政府(国)に準ずる組織・機関、自社連結対象企業等は補償対象外となります。)
保険の対象となるご契約は、「請負契約」、「売買契約」となります。

*個人事業主を除く個人は補償の対象外

3 保険期間

2025年4月1日前0時～2026年3月31日午後12時まで1年間

保険期間中に商品を販売、またはサービスを提供することによって発生する代金債権が対象となります。

*途中加入の場合は中途加入日(毎月1日)から保険期間終了までとなります。

4 補償の内容

次のいずれかの場合に支払限度額を上限として、被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。

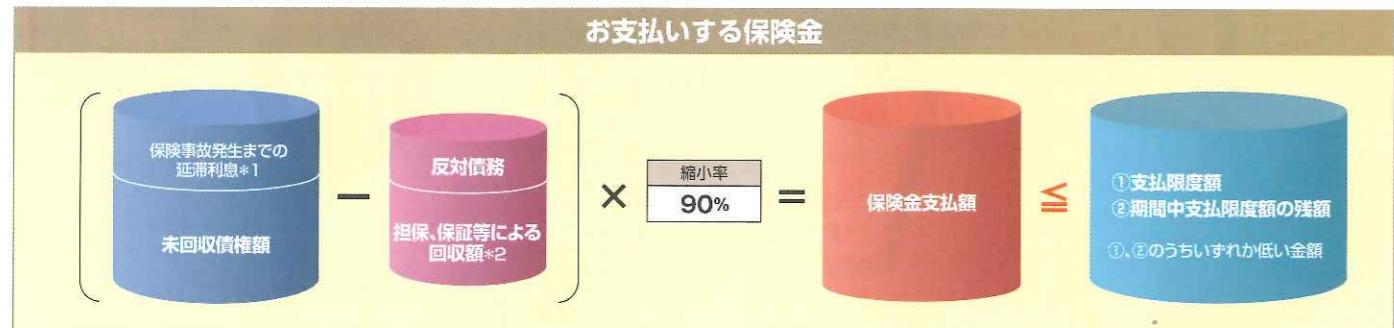
1 お取引先(債務者)が次の「倒産等」に該当し、

被保険者に対して負う債務が履行されないことによって被保険者が損害を被る場合

- ①破産手続き開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、または特別清算開始の申立てがあったとき
- ②取引金融機関、手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
- ③財産について強制換価手続が開始されたとき、差押命令または保全差押通知が発せられたとき
- ④相続人全員が相続の限定承認もしくは相続放棄の申述をしたとき、または財産分離の請求がなされたとき
- ⑤その財産につき管理人を置かずしてその住所または居所を去ったまま、保険事故発生判断期間(6か月)を経過してもそのお取引先の生存が確かめられないとき

2 債務者が債務の弁済期日^(*)から起算して一定期間(6か月)を経過しても債務を履行しない場合

(*):請求書に弁済期日のないものは保険金のお支払いはできません。



*1 延滞利息は主契約に規定されている場合に限り、法定利率により算出した金額を限度としてお支払い対象とします。

*2 ファクタリングと重複して付保いただく場合、ファクタリングは「担保、保証等による回収額」とみなし、ファクタリングによる回収額を差し引いた残額を「損害の額」とします。

5 縮小率

90%(被保険者が被った損害に対して縮小率が適用されます。)

6 支払限度額

保険期間中 100万円・300万円・500万円・1,000万円 からお選びください。

*制度全体の総支払限度額について本制度は、基本的に取引先の倒産といった万が一の事態に、組合員の皆様からの提出によって備える相互扶助の契約です。本制度においては、加入しやすい保険料とするため、制度全体としての総賠償額(=総支払限度額)を設定する場合があります。つきましては、ご加入に際しては、次の点にご注意ください。

●加入時に選択した補償プランの期間中支払限度額とは別に、年度ごとに制度全体としての総支払限度額が設定される場合があります。

●お支払いした保険金額が、制度全体の総支払限度額に達したときは、それ以後、同一年度内に保険金が支払われない場合があります。

7 補償プラン・加入費^{*}

年間売上高、保険期間中支払限度額により、下記からお選びください。

Point

全日電工連のスケールメリットをいかした
とてもお手頃な加入費!

年間売上高	支払限度額(期間中)			
	100万円	300万円	500万円	1,000万円 [*]
1億円未満	57,200円	87,200円	97,200円	—
1億円以上5億円未満	114,400円	214,400円	264,400円	—
5億円以上10億円未満	181,600円	371,600円	501,600円	921,600円

*1 年間加入費は、年間保険料と運営費(下記)の合算を記載しています。(運営費とは、この取引信用保険制度の運営上必要な費用に充当するもので、売上高区分ごとに下記の金額となります。)

・売上高区分「1億円未満」:600円/月 / 売上高区分「1億円以上5億円未満」:1,200円/月 / 売上高区分「5億円以上10億円未満」:1,800円/月

*2 支払限度額1,000万円プランは、年間売上高5億円以上10億円未満の組合員様がご加入いただけます。また、法的倒産以外の事由による損害は、500万円が補償限度となります。

年間売上高について

2023年7月1日～2024年6月30日まで迎えた決算期の売上高(建設業法第2条第1項に指す種類の売上高)の合計を加入申込書にご申告いただきます。事実と相違している場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。新規事業者の場合は、事業計画上の見込み売上高をご申告ください。

*年間売上高が10億円を超える組合員様は本制度にはご加入いただけません。

*制度全体の損害率が悪化した場合は、翌年度以降の保険料を改定する可能性があります。

8 特長

無審査で広いカバー

- 一般的な取引信用保険と異なり、取引先の情報の提出や審査手続きは一切不要です。無審査で全ての取引先が対象となります。
- 「夜逃げ」等を含め、予想できない高額な貸倒れ損害を幅広くカバーします。

全日電工連のスケールメリットがきいたお手頃な加入費

- 一般的な取引信用保険に比べて加入しやすいお手頃な加入費を実現しました。年間加入費5万円台からご加入が可能です!
- 売上高・支払限度額ごとの分かりやすい加入費テーブルとなりますので、面倒な見積もり・加入費計算が不要です。

シンプルで簡単なお申込み手続き

- お申込みは同封の加入申込書1枚を提出いただけで簡単です。

ご参考 一般の取引信用保険との比較表

	全日電工連認定取引信用保険制度	一般の国内取引信用保険												
事前提出書類	なし	ヒアリングシート・取引明細の提出が必要												
保険料水準	5万円～90万円	最低保険料:150万円												
引受条件	<table border="1"><tr><td>売上高基準</td><td>10億円未満</td></tr><tr><td>引受審査</td><td>なし</td></tr><tr><td>最低引受社数</td><td>制限なし</td></tr><tr><td>補償対象範囲</td><td>制限なし</td></tr></table>	売上高基準	10億円未満	引受審査	なし	最低引受社数	制限なし	補償対象範囲	制限なし	<table border="1"><tr><td>なし(目安:10億円以上)</td></tr><tr><td>取引先ごとに審査が必要</td></tr><tr><td>10社以上</td></tr><tr><td>審査結果に応じて補償が制限される</td></tr></table>	なし(目安:10億円以上)	取引先ごとに審査が必要	10社以上	審査結果に応じて補償が制限される
売上高基準	10億円未満													
引受審査	なし													
最低引受社数	制限なし													
補償対象範囲	制限なし													
なし(目安:10億円以上)														
取引先ごとに審査が必要														
10社以上														
審査結果に応じて補償が制限される														

9 保険金をお支払いできない主な場合

- ①ご加入者、被保険者の故意、重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に基づく社会的または経済的混乱によって生じた損害
- ③地震、噴火、津波、洪水、高潮または台風に基づく社会的または経済的混乱によって生じた損害
- ④被保険者が未成年その他制限行為能力者と主契約を締結した場合で、法定代理人その他の者の追認を受ける時までの間に生じた損害
- ⑤商品に欠陥があったことによって生じた損害

*1 請求書上の弁済期日や金額は、記載必須事項となります。 *2 商品またはサービスが取引先により受領されたことをいいます。

- ⑥主契約または請求書等により、対象となる商品を引き渡した日付、弁済期日およびその履行させるべき金額を確認することができない代金債権にかかる損害*1
- ⑦猶予期間(債務不履行が生じた日から1ヶ月を経過した日までの期間)を経過してもその債務を履行しない債務者に対して、猶予期間を経過した日の翌日以降に、被保険者が、商品を引き渡したこと*2によって生じた損害
- ⑧債務者が「倒産等」に該当することを被保険者が知ったとき以降に、被保険者がその債務者に商品を引き渡したこと*2によって生じた損害 等